

下松市告示第 136 号

下松市産業PRデジタルサイネージ設置及び産業PR動画制作業務公募型プロポーザルに係る手続開始の公告について

次のとおり下松市産業PRデジタルサイネージ設置及び産業PR動画制作業務公募型プロポーザルに関する参加表明書等の提出に関して公告する。

令和4年9月1日

下松市長 國井 益雄

1 業務概要

- (1) 業務名 下松市産業PRデジタルサイネージ設置及び産業PR動画制作業務
- (2) 業務内容 下松市産業PRデジタルサイネージ設置及び産業PR動画制作業務公募型プロポーザル仕様書のとおりとする。
- (3) 委託期間 契約締結の日～令和5年2月28日
- (4) 予算額 令和4年度：5,937,000円（上限、消費税相当額含む。）

2 担当部署

下松市経済部産業振興課商工労政係
〒744-8585 山口県下松市大手町三丁目3番3号
電話：0833-45-1745 FAX：0833-45-1849

3 実施要領及び様式等の配布方法

下松市ホームページからダウンロードすること。

窓口及び郵送による配布は行わない。

掲載場所： トップページ>組織から探す>産業振興課

4 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たしている者とする。

複数の者が共同で参加する場合は、共同で参加する者の内から代表する参加者1者を選定し、その代表者が窓口となり、手続きを進めるものとする。また、共同参加者は、次に掲げる要件をすべて満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 本市の競争入札への指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 営業停止処分を受けていないこと。
- (4) 会社再生法（平成14年法律第154号）による再生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。
- (6) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (7) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ① 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律77号）第2条第6号に規定する暴力団員であると認められる者
 - ② 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
 - ③ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められる者
 - ④ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者
 - ⑤ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (8) 当該業務を的確に遂行する体制・ノウハウを有し、かつ当該業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有していること。

5 参加表明書及び提出書類等

本プロポーザルに参加を希望する者は、次のとおり参加表明書等を提出するものとする。

(1) 提出期間

公告の日から令和4年9月15日(木)午後5時まで(必着)とする。

(2) 提出場所

「2 担当部署」に同じ。

(3) 提出方法

持参又は郵送(いずれの場合も、提出期限内必着とする。)

6 企画提案書等の作成及び提出

本プロポーザルに関する企画提案書等は、次の方法で提出すること。

(1) 提出期限

令和4年9月22日(木)午後5時まで(必着)とする。

(2) 提出場所

「2 担当部署」に同じ。

(3) 提出方法

持参又は郵送(いずれの場合も、提出期限内必着とする。)

7 選定方法

本プロポーザルにおける企画提案者の特定は、「下松市産業PRデジタルサイネージ導入業務プロポーザル審査委員会」において行う。

(1) プレゼンテーション・ヒアリング審査

ア 実施日 令和4年9月29日(木) 予定

イ 実施方法 1者につき30分程度とする(予定)。

(2) 審査結果の通知

令和4年10月3日(月)(予定)にヒアリング等出席者全員に通知する。

(3) 審査結果の公表

審査結果については、最優秀提案者の事業者名及び評価点数等を下松市ホームページで公表する。

※詳細については、下松市ホームページで確認してください。